

令和4年9月28日

## 山口県地区のタクシー運賃改定要請について

令和4年9月21日付けで山口県地区のタクシー事業者である宇部構内タクシー株式会社及び日名内タクシー有限会社から一般乗用旅客自動車運送事業の公定幅（※1）運賃の変更（運賃改定）を求める要請書が提出されましたので、お知らせします。

なお、山口県地区において要請のあった日から3ヶ月の受付期間を経た後、運賃及び料金の変更申請書又は公定幅運賃の変更（運賃改定）を求める要請書を提出した事業者の合計車両数が、運賃適用地域内の法人事業者（※2）全体の車両数の7割（※3）を超えた場合、運賃改定要否の判断を行うこととなります。

### 要請者（令和4年9月21日現在）

- 法人名：宇部構内タクシー株式会社  
住所：山口県宇部市明神町3丁目1番29号
- 法人名：日名内タクシー有限会社  
住所：山口県防府市八王子2丁目5番2号

### 運賃適用地域

山口県地区  
山口県全域

### 主な要請の概要

- 宇部構内タクシー株式会社

車種	初乗距離・運賃		加算距離・運賃		時間制(30分毎)	
	現行	要請	現行	要請	現行	要請
大型	1,500m 760円	1,500m 840円	231m 90円	209m 90円	4,000円	4,100円
普通	1,500m 690円	1,500m 760円	272m 80円	247m 80円	2,800円	2,900円

- 日名内タクシー有限会社

車種	初乗距離・運賃		加算距離・運賃		時間制(30分毎)	
	現行	要請	現行	要請	現行	要請
大型	1,500m 760円	1,309m 800円	231m 90円	191m 90円	4,000円	4,100円
普通	1,500m 690円	1,263m 700円	272m 80円	227m 80円	2,800円	2,900円

## ※1 公定幅運賃

「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適性化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律」に基づいて指定した特定地域・準特定地域におけるタクシー運賃は、国土交通大臣（地方運輸局長に権限委任。）が指定した運賃の範囲（公定幅運賃）から事業者が運賃を選択し、届ける運賃の制度。

## ※2 法人事業者

法人事業者とは、1人1車制個人タクシー事業者を除くタクシー事業者を指す。

## ※3 7割ルール

公定幅運賃の変更（運賃改定）については、変更の要請書を提出した法人事業者の車両数の合計が、地域内の法人事業者全車両数の7割以上となった場合に手続きを開始する制度が通達で設けられている。なお、車両数は、ハイヤー及び福祉輸送サービス限定の車両数を除く。

## 参考

### ・車種

大型・・・普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員6人以下のもの。（ハイブリッド自動車を除く。）

ハイブリッド自動車のうち排気量2.5リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員6人以下のもの。

普通・・・普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）以下で乗車定員6人以下のもの及び小型自動車で乗車定員6人以下のもの及び小型自動車で乗車定員6人以下のもの。

ハイブリッド自動車のうち排気量2.5リットル（ディーゼル機関を除く。）以下、乗車定員6人以下のもの。

普通自動車、小型自動車のうち内燃機関を有しないもので乗車定員6人以下のもの。

### ・要請受付期間

令和4年9月21日～令和4年12月20日

### ・山口県地区における法人事業者数（令和4年9月21日現在）

109事業者（ハイヤー及び福祉輸送限定事業者を除く。）

### ・山口県地区における法人事業者合計車両数（令和4年9月21日現在）

2176両（ハイヤー及び福祉輸送限定車両を除く。）

### ・過去の運賃改定状況（山口県地区）

前回改定 令和2年2月1日実施

### 【問い合わせ先】

山口運輸支局輸送・監査担当（蔦・田中）

TEL:083-922-5336/FAX:083-923-1036

自動車交通部旅客第二課（梅田・青山）

TEL:082-228-3450/FAX:082-228-3452